

北関東防衛局達の形式等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局達の形式等に関する達

(通則)

第1条 北関東防衛局長が定める命令のうち、規範的命令は、北関東防衛局達とし、その形式等については、この達の定めるところによる。

(作成の基準)

第2条 北関東防衛局達の案を作成する場合には、法令と矛盾しないように注意し、関係諸規則等との調整を図りつつ、次の各条に定めるところによるものとする。

(形式)

第3条 北関東防衛局達の形式は、別表に定めるところによるものとする。

(用字及び用語)

第4条 北関東防衛局達の用字及び用語は、原則として、法令の例による。

(決裁方法)

第5条 北関東防衛局達を制定する場合には、制定伺いにより、関係部課の合議を経た上、必ず総務部総務課の審査を受けて、北関東防衛局長の決裁を受けるものとする。

(参考書類)

第6条 前条の制定伺いには、参考として参照条文を、それが一部改正の北関東防衛局達に係るものである場合には新旧対照表も併せて、添付するものとする。

(制定の通知)

第7条 北関東防衛局達の制定について北関東防衛局長の決裁を受けた場合については、速やかに当該北関東防衛局達を関係部課に送付するものとする。

(実施細目)

第8条 この達を実施するため、必要な細目は、北関東防衛局総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月24日北関東防衛局達第4号)

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

別表（第3条関係）

北関東防衛局 達番号	北関東防衛局達第 号
制 定 文	〇・・・に関する達を次のように定める。 〇〇令和 年 月 日 北関東防衛局長〇氏 名〇
	〇〇〇・・・に関する達
題 名	〇〇〇・・・に関する達
目 次	目次 〇第1章〇・・・(第1条・第2条) 〇第2章〇・・・ 〇〇第1節〇・・・(第3条—第10条) (中略) 〇附則 (・・・)
	第1条〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (・・・) 第2条〇・・・・・・・・・・・・・・・・。 2〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 〇・・・・・・・・。 〇(1)〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・。 〇(2)〇・・・・・・・・・・・・・・・・。 (中略) 〇〇〇附〇則 〇・・・・・・・・・・・・・・・・。
本 則	〇・・・・・・・・・・・・・・・・。
附 別 様 式	別表（第 条関係） 〇 〇
	(別記) 第1号様式（第 条関係） (標 題) ・・・・・・・・・・・・・・・・ (中 略) 第2号様式（第 条関係） (標 題) ・・・・・・・・・・・・・・・・ (中 略)

- 1 北関東防衛局達の形式は、左横書きとするほか、原則として、法令の例による。
- 2 北関東防衛局達は、暦年ごとに更新の一連番号を付ける。
- 3 制定文は、できる限り、当該達の根拠となる規定を明示する。
 - 例1（委任規定の場合）
 - ・・・訓令（令和 年防衛省訓令第 号）第 条の規定に基づき、・・・に関する達を次のように定める。
 - 例2（実施規定の場合）
 - ・・・訓令（令和 年防衛省訓令第 号）第 条を実施するため、・・・に関する達を次のように定める。
 - 例3（委任規定と実施規定が併存する場合）
 - ・・・訓令（令和 年防衛省訓令第 号）第 条の規定に基づき、及び同訓令第 条を実施するため、・・・に関する達を次のように定める。

例4（一部改正の場合）

・・・訓令（令和 年防衛省訓令第 号）第 条の規定に基づき、・・・に関する達の一部を改正する達を次のように定める。

例5（根拠が明示できない場合）

・・・に関する達を次のように定める。

- 4 題名は、当該達の内容を簡潔に表現する。
- 5 目次は、本則の内容が簡潔な場合には、付けないことができる。ただし、本則を章、節等に区分する場合には、必ず付けるものとする。
目次には、章、節等ごとに、その章、節等のそれぞれに属する条文の範囲を、括弧書きで示す。この括弧は、目次の区分の最小の単位の部分に付ける。また、この括弧書きの条文が3条以上にわたる場合には、例えば「(第1条-第5条)」のように「-」でつなぎ、2条の場合には、例えば「(第1条・第2条)」のように「・」でつなぐものとする。
- 6 本則は、内容が簡単な場合を除き、条に分けて規定する。この場合において、条文の数が多くなるときは章、節等に区分する。
- 7 各条の見出しは、必ずしも付けることを要しないが、付ける場合には各条全部に付けるものとし、連続する2以上の条文に同一種類の内容を規定する場合には最初の条文に付けるものとする。
- 8 1の条を、更に、規定の内容によって区分する場合には、これを項に分ける。項を立てることを要しない程度のものは、条を1の項とし、文章を前段と後段に分ける。
条中の項は、第2項から項の上に算用数字で2・3・・・と順を追って項番号を付ける。
- 9 条又は項の中において事物の名称等を列記する場合には、号を用い、(1)、(2)、(3)・・・をもって表す。
- 10 北関東防衛局達中に法令名又は他の北関東防衛局達名を引用する場合には、題名を掲げ、次に法令番号等を「(令和 年法律第 号)」又は「(令和 年北関東防衛局達第 号)」のように括弧書きする。ただし、1の北関東防衛局達中に同一の法令名等を2回以上引用する場合には、最初の引用の場合だけ法令番号等を括弧書きすることにし、2回目以降の引用には、題名だけを掲げる。
- 11 附則には、当該北関東防衛局達の施行期日、経過規定等本則に付随して当該達の付随的な内容を規定する。
- 12 附則が1の項だけの場合には項番号を付けず、2以上の項で成り立っている場合には第1項から項の上に算用数字で1・2・3・・・と順を追って項番号を付ける。
- 13 附則には、原則として、施行期日に関する規定、北関東防衛局達の廃止に関する規定、経過規定、他の当該達の一部改正に関する規定、その他の規定の順序で規定する。
- 14 施行期日の書き方は、次の例による。
例1（決裁の日以降施行し、適用する場合）
この達は、令和 年 月 日から施行する。
例2（さかのぼって適用する場合）
この達は、令和 年 月 日から施行し、令和 年 月 日から適用する。
- 15 表は、数字が並ぶ場合、同性質の規定を列挙する場合等に、煩わしさを避けて理解しやすくする方法として用いる。
- 16 表には、原則として、外枠を付けるものとし、表の縦の区切りを項といい、横の区切りを欄という。
- 17 別表として、表を付ける場合には、その表の意味、読み方等を本則等の中に規定する。
- 18 別表には、特に標題を付ける必要がある場合を除き、原則として標題を付けない。
- 19 様式は、申請書、契約書、補償調書等の形式を一定のものに統一して表示する場合に用いるものとする。